

デイサービスセンター永利
指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護事業 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、デイサービスセンター永利 設置経営する指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護は介護保険法並びに関係する厚生省令告知の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に据え、個別に（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護を提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。
デイサービスセンター 永利（以下、「事業所」という）

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。
鹿児島県薩摩川内市永利 2531 番地

(員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一、管理者 1名（生活相談員と兼務）

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

ニ、生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

三、看護職員 1名以上（機能訓練指導員兼務）

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するためには必要な処置を行う。

四、介護職員 1名以上（内生活相談員兼務 1名）

介護職員は通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

五、機能訓練指導員 1名（看護師兼務）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するためには必要な機能訓練等を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一、営業日

毎週月曜日～土曜日（祝祭日、営業）

但し、12月30日～1月3日までを除く。

二、営業時間 9時00分から16時05分までとする。

(利用定員)

第8条 1日に（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護のサービスを提供する定員は15名とする。

(地域密着型通所介護の内容)

第9条 指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護の内容は次のとおりとする。

一、日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア、排泄の介助

イ、移動の介助

ウ、通所の介助等その他必要な身体の介護

エ、養護（休養）

二、健康状態の確認

三、機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。

ア、日常生活動作に関する訓練

イ、レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ、グループワーク

エ、行事的活動

オ、体操

カ、趣味活動

四、送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

五、入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- 入浴形態

ア、一般浴槽による入浴

イ、特殊浴槽による入浴

- 介助の種類（必要に応じて行う）

ア、衣類着脱

イ、身体の清拭、洗髪、洗身

ウ、その他必要な介助

〔高年福祉部試案〕

六、食事サービス

ア、準備、後始末の介助

イ、食事摂取の介助

ウ、その他必要な食事の介助

エ、調理

七、相談、助言等に関するこ

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア、日常生活動作に関する訓練の相談、助言

イ、福祉用具の利用法の相談、助言

ウ、住宅改修に関する情報提供

エ、家族介護者教室の開催

オ、その他の必要な相談、助言

(（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護計画の作成)

第10条

- 1 指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護計画を作成する。
- 2 （日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 3 指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護事業所の管理者は、（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- 4 指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護事業所の管理者は、（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護計画を利用者に交付すること。
- 5 （日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護の利用料)

第11条

- 1 本事業所が提供する指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その1割又2割又は3割相当の額とする。

但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

一、次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して
行う送迎に要する費用

送迎距離片道20km以上25km未満1回につき200円

〃 片道25km以上1回につき 300円

二、食 費（材料費を含む） 食事1回分につき500円

三、おむつ代 実費

四、前各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

- 2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

（サービスに当たっての留意事項）

第 12 条 サービスの提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨申し出ることとする。

サービスの提供を受けようとする利用者は、機能訓練の器具を取扱う際は、従業者の指示に従うこととする。

（サービスの提供記録の記載）

第 13 条 指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（秘密保持）

第 14 条

- 1 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であったものが、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

（苦情処理）

第 15 条

- 1 指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護事業者は、提供した指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- 2 指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護（日常生活支援総合事業）に関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。
- 4 指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

- 5 指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護事業者は、提供した指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

（損害賠償）

第 16 条 利用者に対する（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（衛生管理）

第 17 条

- 1 （日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時に於ける対応方法）

第 18 条 （日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に関する連絡し、適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第 19 条

- 1 （日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は特別養護老人ホーム永利で定めてある消防計画書等に従い、利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、それに基づき日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をする。
- 2 非常災害に備え、毎年 2 回以上定期的に避難訓練を行う。

（事故発生時の対応）

第 20 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡すると

ともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 事業者は利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこと限りではありません。

(個人情報の保護)

第 21 条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係規格、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文章により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

(その他運営についての留意事項)

第 22 条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- | | |
|---------|------------|
| 一、採用時研修 | 採用後 1 か月以内 |
| 二、職種別研修 | 隨時 |
- 2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又はその家族から求められたときはこれを掲示する。
 - 3 事務所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
 - 4 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 23 条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

薩摩川内市（離島を除く）

(記録の整備)

第 24 条 指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定（日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- 一 日常生活支援総合事業・地域密着型通所介護計画
- 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 市町村への通知に係る記録
- 四 苦情の内容等の記録
- 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 25 条（利用者に対する虐待の防止等）

指定居宅サービス等の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、利用者に対する虐待の防止及び利用者の権利の擁護に努めなければならない。

第 26 条（非常災害に関する具体的計画等）

事業者が定める非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他のその事業所又は施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

- 2 事業者は、前項の具体的計画の概要を当該事業所又は施設において利用者及び従業者に見やすいように掲示しなければならない。
- 3 事業者は、非常災害時における利用者の安全を確保するため、地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

第 27 条（虐待の防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

第 28 条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 16 日から施行する。

(平成 22 年 5 月 1 日施行)

デイサービスセンター永利指定通所介護事業運営規程は廃止する。

(平成 22 年 5 月 1 日施行)

デイサービスセンター永利指定介護予防通所介護事業運営規程は廃止する。